

評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表 (大学基準協会)

| デジタルコンテンツ系専門職大学院基準 | 専門職大学院設置基準等 |
|--|---|
| <p>【1 使命・目的】 目的の設定及び適切性 評価の視点 1 - 1 デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。</p> | |
| <p>----- 評価の視点 1 - 2 固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。 (「専門職」第 2 条第 1 項)</p> | <p>(専門職大学院設置基準) 第 2 条第 1 項 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p> |
| <p>----- 評価の視点 1 - 3 固有の目的を学則等に定めていること。 (「大学院」第 1 条の 2)</p> | <p>(大学院設置基準) 第 1 条の 2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> |
| <p>----- 評価の視点 1 - 4 固有の目的には、どのような特色があるか。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>目的の周知</p> <p>評価の視点 1－5</p> <p>教職員、学生等の学内構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。</p> | |
| <p>【2 教育内容・方法・成果】</p> <p>(1) 教育課程・教育内容</p> <p>教育課程の編成</p> <p>評価の視点 2－1</p> <p>学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 2－2</p> <p>学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。(「専門職」第6条)</p> <p>(1) デジタルコンテンツ系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命(mission)、すなわち、高度情報化社会にあって、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成するという観点から編成していること。</p> <p>(2) デジタルコンテンツ系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第6条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>評価の視点 2-3</p> <p>社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-4</p> <p>授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。</p> | |
| <p>単位の認定、課程の修了等</p> <p>評価の視点 2-5</p> <p>授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）</p> | <p>(大学設置基準)</p> <p>(単位)</p> <p>第 21 条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与するこ</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>とが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>第 22 条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p> <p>第 23 条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p> |
| <p>評価の視点 2 - 6</p> <p>各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が 1 年間又は 1 学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。 (「専門職」第 12 条)</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第 12 条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2 - 7</p> <p>学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該専門職大学院入学前に修得した単位を当該専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。(「専門職」第 13 条、第 14 条)</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第 13 条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法 (昭和五十一年法律第七十二</p> |

号) 第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第二十一条第二項及び第二十七条第二項において「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第14条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

評価の視点2-8

課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。(「専門職」第2条第2項、第3条、第15条)

(専門職大学院設置基準)

第2条第2項 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができる

| | |
|---|--|
| | <p>のは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。</p> <p>第 15 条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p> |
| <p>評価の視点 2－9</p> <p>課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門職」第 10 条第 2 項）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第 10 条第 2 項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2－10</p> <p>在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門職」第 16 条）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第 16 条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>評価の視点 2-11</p> <p>在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-12</p> <p>授与する学位には、デジタルコンテンツ系分野の特性や当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付していること。 「学位規則」第5条の2、第10条)</p> | <p>(学位規則)</p> <p>第5条の2 法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。(表は略)</p> <p>第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。</p> |
| <p>(2) 教育方法</p> <p>履修指導、学習相談</p> <p>評価の視点 2-13</p> <p>学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性(学修歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-14</p> <p>インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-15</p> <p>履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>授業の方法等</p> <p>評価の視点 2-16</p> <p>1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第7条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2-17</p> <p>実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、実習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門職」第8条1項）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第8条第1項 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。</p> |
| <p>評価の視点 2-18</p> <p>多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第8条第2項）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第8条第2項 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2-19</p> <p>通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第9条）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第9条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する</p> |

| | |
|--|--|
| | 部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。 |
| <p>評価の視点 2-20</p> <p>授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>授業計画、シラバス</p> <p>評価の視点 2-21</p> <p>授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-22</p> <p>毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。（「専門職」第10条第1項）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第10条第1項 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2-23</p> <p>授業をシラバスに従って実施していること。また、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。</p> | |
| <p>成績評価</p> <p>評価の視点 2-24</p> <p>成績評価の基準・方法を策定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門職」第10条第2項）</p> | <p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>評価の視点 2-25</p> <p>学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。(「専門職」第10条2項)</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2-26</p> <p>成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを策定し、かつ、学生に対し明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p> | |
| <p>改善のための組織的な研修等</p> <p>評価の視点 2-27</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施していること。(「専門職」第11条)</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第11条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p> |
| <p>評価の視点 2-28</p> <p>教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めること。</p> | |
| <p>評価の視点 2-29</p> <p>学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>評価の視点 2-30 教育方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>(3) 成果 教育成果の評価の活用 評価の視点 2-31 固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。</p> | |
| <p>【3 教員・教員組織】 専任教員数、構成等 評価の視点 3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）</p> | <p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件) 第 1 条第 1 項 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員 を置くものとする。</p> |
| <p>評価の視点 3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「専門職」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 5 項）</p> | <p>(専門職大学院設置基準) 第 5 条第 2 項 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>除く。) がこれを兼ねることができる。</p> <p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</p> <p>第1条第5項 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。</p> |
| <p>評価の視点3-3</p> <p>法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。(「告示第53号」第1条第6項)</p> | <p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</p> <p>第1条第6項 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。</p> |
| <p>評価の視点3-4</p> <p>専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 <p>(「専門職」第5条)</p> | <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>における前期の課程を除く。)を担当する教員のうち同項の資格を有する者(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)がこれを兼ねることができる。</p> <p>3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。</p> |
| <p>評価の視点3-5</p> <p>専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。(「告示第53条」第2条第1項)</p> | <p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</p> <p>第2条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> |
| <p>評価の視点3-6</p> <p>専任教員に占める実務家教員の割合は、デジタルコンテンツ系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。(「告示第53号」第2条第1項、第2項)</p> | <p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</p> <p>第2条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> |
| <p>評価の視点 3-7 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。</p> | |
| <p>評価の視点 3-8 カリキュラムの中核をなす基本的な科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。</p> | |
| <p>評価の視点 3-9 専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。 (「大学院」第8条第5項)</p> | <p>(大学院設置基準) 第8条第5項 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> |
| <p>評価の視点 3-10 教員が、デジタルコンテンツ系分野の特性に応じた多様性や、性別のバランスなどを考慮したうえで、適切に構成されていること。</p> | |
| <p>評価の視点 3-11 固有の目的に即して、教員組織の編成にどのような特色があるか。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>教員の募集・任免・昇格</p> <p>評価の視点 3-12</p> <p>教授、准教授、助教、講師等の職階や、客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 3-13</p> <p>教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用していること。</p> | |
| <p>専任教員の教育研究活動等の評価</p> <p>評価の視点 3-14</p> <p>専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点 3-15</p> <p>専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>【4 学生の受け入れ】</p> <p>学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理</p> <p>評価の視点 4-1</p> <p>明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施 規」第 172 条の 2）</p> | <p>（学校教育法施行規則）</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情 報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する こと 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する |

| | |
|---|--|
| | <p>学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 4-2</p> <p>学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。</p> | |
| <p>評価の視点 4-3</p> <p>選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。</p> | |
| <p>評価の視点 4-4</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。</p> | |
| <p>評価の視点 4－5 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。</p> | <p>(大学院設置基準) 第1条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な態勢を整えて行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 4－6 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点 4－7 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。(「大学院」第10条第3項)</p> | <p>(大学院設置基準) 第10条第3項 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> |
| <p>評価の視点 4－8 学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色ある取組みがなされているか。</p> | |
| <p>【5 学生支援】 学生支援 評価の視点 5－1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 5－2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>評価の視点 5－3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点 5－4 障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。</p> | |
| <p>評価の視点 5－5 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。</p> | |
| <p>評価の視点 5－6 留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> | |
| <p>評価の視点 5－7 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。</p> | |
| <p>評価の視点 5－8 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>【6 教育研究等環境】 施設・設備、人的支援体制の整備 評価の視点 6－1</p> | <p>(専門職大学院設置基準) 第17条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる</p> |

| | |
|--|---|
| <p>講義室、演習室その他の施設・設備をデジタルコンテンツ系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門職」第17条）</p> | <p>ものとする。 （大学院設置基準） 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p> |
| <p>評価の視点6-2 学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。</p> | |
| <p>評価の視点6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点6-6 施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>図書資料等の整備 評価の視点6-7 図書館（図書室）にはデジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教</p> | <p>（大学院設置基準） 第21条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるも</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。</p> | <p>のとする。</p> |
| <p>評価の視点 6－8 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、デジタルコンテンツ系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。</p> | |
| <p>評価の視点 6－9 図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>専任教員の教育研究環境の整備 評価の視点 6－10 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。</p> | |
| <p>評価の視点 6－11 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。</p> | |
| <p>評価の視点 6－12 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。</p> | |
| <p>【 7 管理運営】 管理運営体制の整備、関係組織等との連携 評価の視点 7－1 管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>評価の視点 7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。</p> | |
| <p>評価の視点 7-3 デジタルコンテンツ系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。</p> | |
| <p>評価の視点 7-4 デジタルコンテンツ系分野に関する外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。</p> | |
| <p>評価の視点 7-5 デジタルコンテンツ系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。</p> | |
| <p>事務組織 評価の視点 7-6 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第 42 条）</p> | <p>(大学院設置基準) 第 42 条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。</p> |
| <p>評価の視点 7-7 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>評価の視点 7 - 8 事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>【 8 点検・評価、情報公開】 自己点検・評価 評価の視点 8 - 1 自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第 109 条第 1 項、「学教法施規」第 158 条、第 166 条）</p> | <p>（学校教育法） 第 109 条第 1 項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 （学校教育法施行規則） 第 158 条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 第 166 条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 8 - 2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。</p> | |
| <p>評価の視点 8 - 3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。</p> | |
| <p>評価の視点 8 - 4 自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>評価の視点 8-5</p> <p>自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |
| <p>情報公開</p> <p>評価の視点 8-6</p> <p>自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）</p> | <p>（学校教育法）</p> <p>第109条第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> |
| <p>評価の視点 8-7</p> <p>認証評価の結果を学内外に広く公表していること。</p> | |
| <p>評価の視点 8-8</p> <p>デジタルコンテンツ系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2）</p> <p>（1）大学の教育研究上の目的に関すること</p> <p>（2）教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>（3）教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>（4）入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> | <p>（学校教育法施行規則）</p> <p>第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に 関すること (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する 事 (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に 関すること</p> | <p>事 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基 準に関する事 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に 関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に 関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が 修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める ものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行 物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができ る方法によつて行うものとする。</p> |
| <p>評価の視点 8 - 9 情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p> | |